

現在業務用エアコン・冷凍冷蔵庫を  
所有しているお客様へ

フロン類排出抑制の為に機器及びフロン類の  
適切な管理が義務づけられています。

確認

機器を適切な場所へ設置

(点検・修理の為に必要な作業空間を確保する 等)

点検

**機器の点検の実施** 全ての機器について簡易点検を実施

**(一定規模以上の機器については、専門業者による定期点検を実施する)**

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵庫	1回以上/年
50kW以上のエアコン	1回以上/年
7.5以上50kW未満のエアコン	1回以上/3年

他にも

修理

記録

算定  
報告

回収

フロン排出抑制法の義務に反した管理者に対して以下の罰則があります。

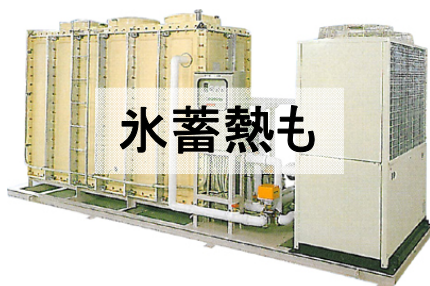
- ☑ フロン類をみだりに放出した場合  
→ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ☑ 機器の使用・廃棄等に関する義務について、都道府県知事の命令に違反した場合  
→ 50万円以下の罰金
- ☑ 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合  
→ 10万円以下の過料

当社の製品で以下の製品をご利用の方、ご確認ください。(一例です)

KPC10馬力も



氷蓄熱も



アイスウォーターも

